

事務連絡  
令和2年4月7日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和2年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、令和2年4月7日に、令和2年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 眞貝

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の補正予算

政府は、令和2年4月7日に令和2年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を実施するための新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費1兆6千705億8千円等を追加計上している。また、歳入面で、公債金1兆6千805億7千円（建設公債2兆3千290億円及び特例公債1兆4千476億7千円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度当初予算に対し、1兆6千805億7千円増加し、1兆1千946億3千7百円となっている。

## 第2 補正予算に係る財政措置等

緊急経済対策に伴い、地方税における特例措置に伴う減収及び今回の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、1及び2のとおり措置を講ずるとともに、補正予算において地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう3に掲げる交付金が創設される予定である。

### 1 地方税における特例措置に伴う減収に対する措置

以下の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

#### (1) 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の発行

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴う令和2年度の一時的な減収に対応するため、地方財政法第5条の特例債である資金手当のための地方債を発行することができることとしている。

#### (2) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額の補填

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による令和2年度以降の減収額については、自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分2兆2千6百億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分2兆3百億円）により全額国費で補填することとして

いる。

### (3) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収額の補填

固定資産税及び都市計画税の軽減措置並びに固定資産税の特例措置の拡充・延長による令和3年度以降の減収額については、全額国費で補填することとしている。

## 2 地方負担の増加に対する措置

今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる経費に係る地方負担については、3に掲げる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」により措置することとしている。

また、今回の補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できるとし、後年度における元利償還金の50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、当初における地方負担額に対する算入率である60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

## 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の創設

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を交付することとされている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の総額は1兆円とされており、各地方公共団体への交付限度額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される予定である。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）の充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業（ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象とする。）のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていない

ものに限る。)の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、  
交付限度額を上限として交付額が決定される予定である。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）等について

令和2年4月7日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	167,058
① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097
② 雇用の維持と事業の継続	106,308
③ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482
④ 強靱な経済構造の構築	9,172
⑤ 新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000
(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	999
計	168,057

2 歳入の補正額

（歳入の追加額）

(1) 公	債	金	23,290		
(2) 特	例	公	債	金	144,767
計					168,057

（備考） 上記の補正により、令和2年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,194,637億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 第二 特別会計予算の補正

財政投融资特別会計、労働保険特別会計など7特別会計について、所要の補正を行う。

## 第三 政府関係機関予算の補正

沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	167,058	1. 公債金	168,057
（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097	（1）建設公債	23,290
（2）雇用の維持と事業の継続	106,308	（2）特例公債	144,767
（3）次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482		
（4）強靱な経済構造の構築	9,172		
（5）新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000		
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	999		
合 計	168,057	合 計	168,057

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。